

広島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十二号

広島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

広島県都市公園条例施行規則（昭和五十五年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表一公園施設を設置して土地を使用する場合の使用料の表及び別表二公園施設の管理の許可を受けて土地等を使用する場合の使用料の表中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。